

## 犬山市都市計画提案制度に関する手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく犬山市（以下「市」という。）に対する都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画提案の要件)

第2条 市に提案することができる都市計画は、法第15条の規定により県が定めることとされている都市計画を除いた都市計画とする。

2 計画提案は、法第21条の2に規定する要件を満たさなければならない。なお、同条第3項第2号に規定する土地所有者等の3分の2以上の同意の規定に適合するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該計画提案区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）における土地所有者等を権利者とし、同意した権利者の数が権利者の総数の3分の2以上であること。ただし、複数の共有者または借地権者（以下「共有者等」という。）で構成される一筆の土地については、共有者等全員をもって1権利者として扱い、同意者の数については、同意した共有者等の共有持分の割合に応じた数とする。なお、持分割合が不明な場合は、等分として取り扱うものとする。

(2) 同意した権利者が所有する計画提案区域内の土地の地積と同意した権利者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、計画提案区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。ただし、複数の共有者等で構成される一筆の土地については、同意者に係る地積は、同意した共有者等の共有持分の割合に応じた

地積とする。なお、持分割合が不明な場合は、等分として取り扱うものとする。

(事前相談)

第3条 計画提案を行おうとする者(以下「提案者」という。)は、手続きを円滑に進めるため事前の相談を行うものとする。

2 市長は、前項の事前相談を行うにあたり、計画提案に係る土地の対象区域(以下「区域内」という。)及びその周辺の情報等を記載した事前相談書(様式第1)の提出を求めるものとする。

3 市長は、事前相談を受けたときは、計画提案に係る都市計画の素案の内容及び手続等について、提案者に助言及び指導を行うものとする。

4 市長は、事前相談に関し必要があると認めるときは、市の関係課等の意見を求めるとともに、市以外の関係機関との協議を行うものとする。

(土地所有者等及び周辺住民等への説明)

第4条 提案者は、市長に対して計画提案を行うにあたり、当該計画提案に係る都市計画の素案の内容等について、区域内の土地所有者等及び周辺住民等の意見を聴くための機会を設け、十分に説明し理解を得ることに努めなければならない。この計画提案を変更し、又は取り下げたときも、同様とする。

(提出書類)

第5条 提案者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 都市計画提案書(様式第2)
- (2) 都市計画の素案(様式第3)
- (3) 土地所有者等一覧表(様式第4)
- (4) 土地所有者等の同意書(様式第5)
- (5) 区域内の土地に係る登記事項証明書及び公図の写し、登記が完了していない又は登記を要さない場合にあっては、その権利関係を証明する書類
- (6) 提案者としての要件を備えていることを証する書類

ア 土地所有者等による提案の場合

土地又は建物の登記事項証明書及び公図の写し

イ 法人又は団体による提案の場合

(ア) 全ての法人又は団体

a 法人の場合 法人の登記事項証明書及び定款

b 法人でない団体の場合 規約等

(イ) 法第21条の2第2項に規定するまちづくりの推進に関し  
経験と知識を有する団体

a 開発許可書の写し及び開発許可に係る工事完了届に基づ  
く検査済証の写し等法施行規則第13条の3第1号イ又は  
ロに該当することを証する書類

b 法施行規則第13条の3第2号イからハに該当する役員  
がいないことを誓約する書面（様式第6）

2 市長は、提案者に対して、前項の書類に加え、次の書類の提出を  
求めることができる。

(1) 土地所有者等及び周辺住民等への説明経緯調書（様式第7）

(2) 関係町内会の同意書（様式第8）

(3) 周辺環境への配慮に関する資料（様式第9）

(4) その他提案内容の説明に必要な資料

（計画提案の受理）

第6条 市長は、第5条の規定による書類の提出があったときは、遅  
滞なく当該計画提案が第2条に規定する要件及び提出書類に不備が  
ないかを確認し、不備がないと認められるときは、当該計画提案を  
受理するものとする。

2 市長は、提出書類に不備があるときは、手続きを保留し、その旨  
を提案者に通知するとともに、補正に必要な期間を定め、補正を求  
めるものとする。

3 市長は、当該計画提案が第2条に規定する要件を欠くとき、又は  
提出書類の不備が前項で定めた期間を過ぎても補正されないとき  
は、当該計画提案を受理しないものとし、第5条の提出書類を返還

するものとする。

(計画提案の取下げ)

第7条 提案者は、計画提案をした後、当該計画提案を取り下げるときは、市長に取下げ届(様式第10)を提出するものとする。

2 市長は、計画提案が取り下げられたときは、第5条の提出書類を返還し、その写しを市に保管するものとする。

(計画提案の変更)

第8条 市長は、提案者が土地所有者等の同意に影響を及ぼす計画提案の変更をしようとするときは、前条第1項の規定による計画提案の取下げをした後に改めて計画提案をするように指導するものとする。

(都市計画の決定又は変更の必要性の判断)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により計画提案を受理したときは、市の関係課等の意見を求め、また、市以外の関係機関との協議を行うものとする。

2 市長は、前項の意見及び協議の内容を踏まえ、次の事項を総合的に勘案して判断するものとする。

- (1) 法第13条に基づく都市計画基準に適合していること。
- (2) 次に掲げる都市計画に関する基本的な方針等に適合していること。
  - ア 法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
  - イ 法第7条の2に規定する都市再開発方針等
  - ウ 法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針
  - エ 市の総合計画及びその他のまちづくりに関する各種方針
- (3) その他の関係法令、関係条例等に適合していること。
- (4) 計画提案の区域内の土地所有者等及び周辺住民等への説明が十分に行われ、理解が得られていること。
- (5) 計画提案の区域内及び周辺の交通、環境、防災等に配慮されて

おり、事業の実現性を含めまちづくりに寄与するものであること。

(犬山市都市計画審議会への付議等)

第10条 市長は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更を行うと判断したときは、都市計画の案を作成し、提案者に通知するとともに、犬山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議しなければならない。ただし、計画提案に係る都市計画の素案の内容の一部を変更して都市計画の決定又は変更を行うこととする場合は、当該計画提案に係る都市計画の素案及び新旧対照表を添えて提案者に通知するとともに、審議会に付議するものとする。

2 市長は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更を行わないこととするときは、計画提案に係る都市計画の素案を審議会に提出して意見を聴かなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、提案者に都市計画の案の作成に必要な資料の提供及び審議会での説明等を求めることができる。

4 第1項及び第2項において、審議会が市長の判断に異議を申し立てた場合は、市長は直ちに当該都市計画の決定又は変更について再検討を行うものとする。

(結果の通知及び公表)

第11条 市長は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更を行った場合にあってはその告示後、行わなかった場合にあっては、前条第2項に規定する審議会の意見聴取後に結果通知書（様式第11）により提案者に通知しなければならない。

2 市長は、計画提案の内容及びその提案に対する市の判断並びに結果を市ウェブページで公表するものとする。

(1) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を行った場合は、計画書の写し及び計画図の概要を添付して、その結果を通知する。

(2) 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を行わなかった場合は、法第21条の5の規定に基づき、その結果及び理由を通知す

る。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、都市計画提案制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。